

I. 令和5年度事業計画

令和5年度

事業計画書

自 令和5年 4月 1日
至 令和6年 3月31日

山口県農業共済組合

1. 共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画

共済目的等 項目	組合員数	農作物共済											
		水 稲				麦							
		全相殺	品質	半相殺	地域インデックス	全相殺	災害収入	半相殺	地域インデックス	搾乳牛	繁殖用雌牛	(内子牛等) 育成乳牛	(内子牛等) 育成・肥育牛
区域内の概数	戸 38,300	a 1,874,000				a 205,000				頭 1,618	頭 3,781	頭 (144)	頭 (1,416)
前年度引受実績	32,082	236,509	2,055	796,573	343	18,213	992		2,131	4,411	1,234	17,316	
本年度引受計画	30,782	280,000	2,000	670,000	500	15,000			2,019	4,107	1,288	16,917	
本年度予定引受率 (%)	80.4	50.8				7.3				124.8	108.6	184.8	159.8
収入保険加入	1,424	760,163				191,227							
農業保険加入率 (%)	84.1	91.4				100.6				124.8	108.6	184.8	159.8

共済目的等 項目	果樹共済									畑作物共済			
	うんしゅうみかん				なつみかん			なし		大豆			茶
	全相殺	災害収入	半相殺	地域インデックス	全相殺	災害収入	半相殺	全相殺	災害収入	全相殺	半相殺	地域インデックス	災害収入
区域内の概数	a 63,650				a 2,400			a 9,680		a 92,030			a 2,800
前年度引受実績			1,631						281	6,849	989		
本年度引受計画			1,641						241	4,070	430		
本年度予定引受率 (%)	2.6							2.5		4.9			
収入保険加入	3,442				10			6,635		80,781			812
農業保険加入率 (%)	8.0				0.4			71.0		92.7			29.0

家畜共済											
死 廃						病 傷					
繁殖用雌馬	育成・肥育馬	種豚	肉豚	肉用種種雄牛	種雄馬	乳用牛	肉用牛	一般馬	種豚	肉用種種雄牛	種雄馬
頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
	2	2,737	29,986	2		2,315	14,370	2	2,737	2	
	2	3,332	25,569	2		2,297	13,440	2			
	2	3,343	26,239	2		2,224	13,239	2			
	100.0	122.1	87.5	100.0		96.1	92.1	100.0			
	100.0	122.1	87.5	100.0		96.1	92.1	100.0			

園芸施設共済										任意共済			
ガラス室		プラスチックハウス								建 物	農 機 具	農 保 産 物 管 補 中 償	
I 類	II 類	I 類	II 類	III 類	IV 類		V 類	VI 類	VII 類				
					甲	乙							
棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	台	口
	55		5,053	348	189	105	11	169			52,000	44,400	7,101
	16		2,584	227	70	55	3	122			35,893	8,561	2
	16		2,698	227	70	55	3	122			36,049	8,620	2
	29.1		53.4	65.2	37.0	52.4	27.3	72.2			69.3	19.4	0.03
	29.1		53.4	65.2	37.0	52.4	27.3	72.2			69.3	19.4	0.03

2. 農業共済事業の規模

ア 農作物、家畜、果樹、畑作物、園芸施設共済事業の規模

共済目的等		項目	引 受		共済金額 千円	共 済 掛	
			本年度予定	前年度実績		A 総 額 千円	B 国庫負担金 千円
農作物	水稲	全相殺	280,000 a 11,060,000 kg	236,509 a 9,349,209 kg	2,112,460	50,065	25,032
		品 質	2,000 a	2,055 a	14,560	273	136
		半相殺	670,000 a 25,527,000 kg	796,573 a 30,436,679 kg	4,875,657	71,623	35,811
		地域インデックス	500 a 21,000 kg	343 a 14,395 kg	4,011	9	4
		計	952,500 a	1,035,480 a	7,006,688	121,970	60,983
	麦	全相殺	a kg	a kg			
		災害収入	15,000 a	18,213 a	57,476	6,172	3,310
		半相殺	a kg	992 a 22,487 kg			
		地域インデックス	a	a			
		計	15,000 a	19,205 a	57,476	6,172	3,310
計		967,500 a	1,054,685 a	7,064,164	128,142	64,293	
家畜	死 廃	搾乳牛	2,019 頭	2,131 頭	537,054	32,922	16,461
		繁殖用雌牛	4,107	4,411	1,597,623	32,984	16,492
		育成乳牛 (内子牛等)	1,288 (201)	1,234 (202)	294,952	2,646	1,323
		育成・肥育牛 (内子牛等)	16,917 (2,325)	17,316 (2,550)	6,326,958	136,420	68,210
		繁殖用雌馬					
		育成・肥育馬	2	2	586	72	36
		種 豚	3,343	3,332	220,638	104	42
		肉 豚	26,239	25,569	288,629	225	90
		肉用種種雄牛	2	2	1,348	78	39
		種雄馬					
	計	53,917	53,997	9,267,788	205,451	102,693	
	病 傷	乳用牛	2,224	2,297	106,752	57,064	28,532
		肉用牛	13,239	13,440	357,453	188,962	94,481
		一般馬	2	2	40	16	8
		種 豚					
		肉用種種雄牛					
		種雄馬					
計	15,465	15,739	464,245	246,042	123,021		
計		69,382 (2,526)	69,736 (2,752)	9,732,033	451,493	225,714	
果樹	うんしゅう みかん	全相殺	a	a			
		災害収入					
		減収総合	1,641	1,631	12,588	210	105
		地域インデックス					
	なつみかん	全相殺					
		災害収入					
		半相殺					
	なし	全相殺					
		災害収入	241	281	17,980	470	235
計		1,882	1,912	30,568	680	340	

金	D	E	F	備 考
C	保険料	交付金 (△納入保険料) (B-D)	手持共済掛金 (C+E)	
農家負担金				
千円	千円	千円	千円	
25,033	24,440	592	25,625	kg当たり平均 191円
137	141	△ 5	132	10a当たり平均共済金額 72,800円
35,812	34,168	1,643	37,455	kg当たり平均 191円
5	1	3	8	kg当たり平均 191円
60,987	58,750	2,233	63,220	
2,862	1,491	1,819	4,681	10a当たり平均共済金額 38,300円
2,862	1,491	1,819	4,681	
63,849	60,241	4,052	67,901	
16,461	9	16,452	32,913	頭当たり 266千円
16,492	21	16,471	32,963	頭当たり 389千円
1,323	3	1,320	2,643	頭当たり 229千円
68,210	96	68,114	136,324	頭当たり 374千円
36		36	72	頭当たり 293千円
62	5	37	99	頭当たり 66千円
135	8	82	217	頭当たり 11千円
39		39	78	頭当たり 674千円
102,758	142	102,551	205,309	
28,532	1	28,531	57,063	頭当たり 48千円
94,481	8	94,473	188,954	頭当たり 27千円
8		8	16	頭当たり 20千円
123,021	9	123,012	246,033	
225,779	151	225,563	451,342	
105	53	52	157	kg当たり 1類 124円 2類 150円
235	157	78	313	10a当たり平均共済金額 746,000円
340	210	130	470	

共済目的等		項目	引 受		共済金額	共 済 掛	
			本年度予定	前年度実績		A 総 額	B 国庫負担金
畑作物	大豆	全相殺	4,070 a	6,849 a	千円 6,700	千円 857	千円 471
		半相殺	430	989	430	45	25
		地域インデックス					
	茶	災害収入					
	計		4,500	7,838	7,130	902	496
園芸施設	ガラス室Ⅰ類		棟 m ²	棟 m ²			
	ガラス室Ⅱ類		16棟 8,353 m ²	16棟 8,353 m ²	126,310	125	32
	プラスチックⅠ類		棟 m ²	棟 m ²			
	プラスチックⅡ類		2,698棟 630,968 m ²	2,584棟 604,406 m ²	1,729,610	29,077	13,617
	プラスチックⅢ類		227棟 165,426 m ²	227棟 165,426 m ²	700,700	5,649	2,510
	プラスチックⅣ類	甲	70棟 39,506 m ²	70棟 39,506 m ²	193,240	2,960	1,442
		乙	55棟 41,801 m ²	55棟 41,801 m ²	440,620	605	294
	プラスチックⅤ類		3棟 2,132 m ²	3棟 2,132 m ²	20,690	51	19
	プラスチックⅥ類		122棟 23,892 m ²	122棟 23,892 m ²	51,710	1,130	512
	プラスチックⅦ類		棟 m ²	棟 m ²			
計		3,191棟 912,078 m ²	3,077棟 885,516 m ²	3,262,880	39,597	18,426	
合 計					20,096,775	620,814	309,269

イ 任意共済事業の規模

共済目的等		項目	引 受		共済金額	A 共済掛金総額	内 B 純掛金	
			本年度予定	前年度実績				
任意	建物	総合	5,381棟	5,322棟	千円 45,989,680	千円 139,324	千円 95,921	
		火災	30,668	30,571	332,003,270	252,848	139,088	
		計	36,049	35,893	377,992,950	392,172	235,009	
	農機具	損害	8,580台	8,521台	17,741,990	91,446	64,730	
		更新	40	40	126,300	18,701	18,313	
		計	8,620	8,561	17,868,290	110,147	83,043	
	保管中農産物補償		2口	2口	2,000	5	3	
	合 計					395,863,240	502,324	318,055

総 合 計					415,960,015		
-------	--	--	--	--	-------------	--	--

金	D	E	F	備 考	
C	保険料	交付金 (△納入保険料) (B-D)	手持共済掛金 (C+E)		
農家負担金					
千円 386	千円	千円	千円	kg当たり平均	
20	264	232	638	1類	170円
				3類	201円
406	264	232	638		
93	14	18	111	棟当たり	7,894千円
15,460	11,067	2,550	18,010	棟当たり	641千円
3,139	1,243	1,267	4,406	棟当たり	3,087千円
1,518	646	796	2,314	棟当たり	2,761千円
311	92	202	513	棟当たり	8,011千円
32	9	10	42	棟当たり	6,897千円
618	397	115	733	棟当たり	424千円
21,171	13,468	4,958	26,129		
311,545	74,334	234,935	546,480		

訳	D	E	F	備 考	
C	再共済掛金 (A)×(G)	再共済手数料 (D)×(H)	手持共済掛金 (B-D+E)		
事務費賦課金					
千円 43,403	千円 63,280	千円 16,832	千円 49,473	棟当たり	8,547千円
113,760	75,854	30,720	93,954	棟当たり	10,826千円
157,163	139,134	47,552	143,427		
26,716	/	/	64,730	台当たり	2,068千円
388			18,313	台当たり	3,158千円
27,104			83,043		
2	4	/	/		
184,269	139,138	47,552	226,470		
再共済割合 (G)	地震以外 30% ※1 地震 50% ※2	再共済手数料 (H)	総合 火災	31.70% 40.50%	

※1 但し、地震等を除く自然災害に係る責任については、年間を単位とする超過損害再保険方式によるものとし、地震等を除く自然災害部分に係る前年度収入純共済掛金の1,650%を超えた額の60%に相当する額を限度額とする。

※2 但し、地震等事故に係る責任については、1事故を単位とした超過損害再保険方式によるものとし、前年度引受共済金額の3.5%を超えた額の50%に相当する額を限度額とする。

/	/	/	772,950		
---	---	---	---------	--	--

3. 引受計画と実施方策

昨年は、ロシアによるウクライナ侵攻や円安による肥料や飼料等の価格高騰、新型コロナウイルス感染症の影響による販路の喪失等、収入の減少に見舞われました。さらに、局地的な集中豪雨や台風など各地で自然災害が頻発し、農業経営を取り巻く状況は大変厳しい年となりました。

本県では、田植時期の水不足による移植不能耕地の発生、イモチ病の発生による被害、台風11号及び14号による水稻の倒伏被害及び園芸施設の倒壊等の被害を受けましたが、組合では共済金の早期支払い、収入保険のつなぎ融資等、迅速な対応に取り組みました。

今後も常態化する自然災害に加え、世界的な原油・肥料・飼料の供給不足と価格高騰などにより生産経費が増大している中、農業の経営を安定的に維持するために、農業保険は農業経営のセーフティネットとして基幹的な役割を果たしており、ますます重要性が高まっています。

収入保険制度及び農業共済制度がその機能を十分に発揮し、農業者が予期せぬ災害やリスクに備えるためにも、丁寧な説明で内容を周知し、収入保険と農業共済の一層の加入推進に努めることが不可欠と考えております。

NOSA I 団体では、本年より、総合性・地域性を踏まえた加入推進、人材育成と役職員の資質向上、事業運営基盤の強化、広報・広聴活動の強化を柱とした『「未来へつなぐ」サポート運動』が始まります。本県でも「安心をすべての農家に届けよう」を合言葉に、農業経営安定のためのセーフティネットとして、国の農業災害対策の基幹としての役割を万全に果たしてまいります。このため、関係機関と連携し、すべての未加入者へ農業保険の普及推進に努め、農業者の負託に応えられるよう下記実施方策を基に事業運営に取り組みます。

○基本方針

- (1) 青色申告者については、収入保険への加入を第一に推進する。
- (2) 白色申告者については、青色申告への切り替えを進める。

○収入保険事業

- (1) 山口県農業保険推進協議会において、農政局・県・JA山口県・農業会議との更なる連携強化の下、事業の推進を図る。
- (2) 生産者部会等の会員に対し、JA担当者との連携による制度説明、加入推進及び青色申告への移行推進の説明会を実施する。
- (3) 農業の形態や農業者数の推移等を分析し、地域ごとにターゲットを絞った方策に基づく加入推進を図る。また、重点普及地域を選定し、推進協議会を挙げて加入推進活動に取り組む。
- (4) これまでに実施してきたアンケート等で蓄積した青色申告者リストに新たな情報を加え、未加入者に対する個別訪問を継続し、制度説明及び加入推進を図る。
- (5) 税理士・JA青申会等の協力を仰ぎ、全農業者に対する個別相談会を継続開催する。青色申告者に対しては収入保険制度と農業共済制度との比較検討を含め両制度の説明を行うことで更なる加入推進を図る。白色申告者へは収入保険加入に向けての青色申告への切り替え手続きの誘導を行う。
- (6) 推進を行う職員の制度普及に関するスキルアップはもとより、税務・会計処理

等推進に必要な知識の向上を図る。

- (7) 共通申請サービスを活用したオンライン申請について、広報紙やパンフレット等で周知する。

○農業共済事業

ア 農作物共済

(水稲共済)

- (1) 加入方式別による推進では、より補償の充実した全相殺方式、品質方式、半相殺方式、地域インデックス方式の順で推進し一筆半損特約を付加する。特に全相殺方式への移行を積極的に推進するとともに、その手続きにおいて関係団体に対しては情報提供などの協力依頼を実施する。さらに、加入方式別の内容について個別相談会を開催するなど丁寧な説明による周知を図る。
- (2) 全相殺方式においては、①乾燥調製受託者のデータにより収穫量が把握できる農業者へ推進を行う。②自身で乾燥調製している農業者に対しては、水稲の収穫量を確認できるよう帳簿等の整備、提出を促す。
- (3) 低被害農業者へは、自然災害等のリスクに備えることの重要性を説明し無保険者が出ないように努める。また、未加入者に対しては個別訪問等により積極的な加入推進を図る。
- (4) 水稲共済・ナラシ対策と収入保険を比較した情報の提供により、農業者個々の災害リスクに応じた加入推進を徹底する。
- (5) 地域農業再生協議会との一体化事務処理体制を継続する。
- (6) 共通申請サービスを活用したオンライン申請について、広報紙やパンフレット等で周知する。
- (7) 組合員ごとの過去の被害に応じた危険段階別共済掛金率を設定する。
- (8) 共済掛金等の所定期日内の完全徴収を図る。

(麦共済)

- (1) より補償の充実した災害収入共済方式を第一に推進し、全ての加入方式に一筆半損特約を付加する。災害収入共済方式への加入資格者については、その手続きにおいて関係団体に対して情報提供などの協力依頼を実施する。また、災害収入共済方式の加入要件を満たさない組合員へは、加入要件のない半相殺方式を推進する。
- (2) 低被害農業者へは、自然災害等のリスクに備えることの重要性を説明し無保険者が出ないように努める。また、未加入者に対しては個別訪問により積極的な加入推進を図る。
- (3) 麦共済・ナラシ対策と収入保険を比較した情報の提供により、農業者個々の災害リスクに応じた加入推進を徹底する。
- (4) 共通申請サービスを活用したオンライン申請について、広報紙やパンフレット等で周知する。
- (5) 組合員ごとの過去の被害に応じた危険段階別共済掛金率を設定する。
- (6) 共済掛金等の所定期日内の完全徴収を図る。

イ 家畜共済

- (1) 共済種類、事故除外方式、子牛選択等の多岐にわたる家畜共済メニューや共済金の支払実績を示し、農家ニーズに即した加入推進を行い、補償の充実を図る。特に、疾病傷害共済においては、制度が改正されたので、引受時に激変緩和措置を含め丁寧に説明する。
- (2) 県、市町、JA等の関係機関と連携し加入資格を有する農業者を把握し、個別訪問等による制度の普及推進を行う。
- (3) 共通申請サービスを活用したオンライン申請について、広報紙やパンフレット等で周知する。
- (4) 家畜の評価基準について、市場価格に応じて適正に設定する。
- (5) 組合員ごとの過去の被害に応じた危険段階別共済掛金率を設定する。
- (6) 共済掛金等の所定期日内の完全徴収を図る。
- (7) 畜産農家に個体識別情報システムへの届出を遅滞なく実施するよう引受時に周知する。あわせて、診療獣医師との連携により家畜の異動状況を的確に把握し、事務の適正化に努める。

ウ 果樹共済

- (1) 白色申告者で果樹共済の共済目的について収穫量を帳簿等により確認できる農業者については、全相殺方式の選択が可能となったことの周知をパンフレット等により行う。
- (2) 果樹共済と収入保険を比較した情報の提供により、農業者個々の災害リスクに応じた加入推進を徹底する。
- (3) 共通申請サービスを活用したオンライン申請について、広報紙やパンフレット等で周知する。
- (4) うんしゅうみかんについては引受要領に基づき適正な標準収穫量を設定する。なしについては収穫量確認調査により適正な基準生産金額を設定する。また、園地台帳等の整備を同時に行い、適正な所定期日内の引受を行う。
- (5) 組合員ごとの過去の被害に応じた危険段階別共済掛金率を設定する。
- (6) 共済掛金等の所定期日内の完全徴収を図る。
- (7) JA及び関係機関等と連携し加入資格を有する農業者を把握する。それに基づき個別訪問等による加入推進を実施し、引受拡大に努める。

エ 畑作物共済

(大豆共済)

- (1) 加入方式別による推進では、全相殺方式、半相殺方式の順で推進する。なお、全相殺方式への加入資格者については、全相殺方式への移行を積極的に推進するとともに、その手続きにおいて関係団体に対しては情報提供などの協力依頼を実施する。また、全相殺方式の加入要件を満たさない組合員へは、加入要件のない半相殺方式を推進する。

- (2) 大豆共済・ナラシ対策と収入保険を比較した情報の提供により、農業者個々の災害リスクに応じた加入推進を徹底する。
- (3) 関係機関との連携及び一体化申告票等の関係書類を基に加入資格を有する農業者を把握し、個別訪問等による加入推進を行い、未加入農家の解消に努める。
- (4) 共通申請サービスを活用したオンライン申請について、広報紙やパンフレット等で周知する。
- (5) 引受時の現地確認調査により、適正な基準収穫量を設定する。また、畑作台帳の整備を同時に行い、適正な所定期日内の引受を行う。
- (6) 組合員ごとの過去の被害に応じた危険段階別共済掛金率を設定する。
- (7) 共済掛金等の所定期日内の完全徴収を図る。

(茶共済)

- (1) 関係機関の協力を得て加入資格を有する農業者を把握し、個別訪問等により加入推進に努める。
- (2) 組合員ごとの過去の被害に応じた危険段階別共済掛金率を設定する。

オ 園芸施設共済

- (1) 予測しえない自然災害が頻発するなか、すべての施設園芸農家の経営安定に向け、県、市町、JA、ハウス販売業者、生産者部会等関係機関との連携を強め、農業保険加入への助言等、一体となった災害対策を促進する。また、施設園芸農家や新規就農者等の情報の把握に努める。
- (2) 個別訪問により災害リスクの啓発を行い、制度改正により補償額の上乗せ特約・小損害不填補等の選択肢の拡大、補償額が大幅に充実されたことを説明し、経営に沿った保険設計書を提示する。また、災害シーズン前や被覆前に重点的に訪問するなど計画的に加入推進を行い、加入戸数の増加に努める。
- (3) 青色申告を行っている農業者には、施設本体は園芸施設共済、施設内農作物等については収入保険への加入推進に努める。
- (4) 組合員ごとの過去の被害に応じた危険段階別共済掛金率を設定する。
- (5) 共済掛金等の所定期日内の完全徴収を図る。
- (6) 生産者部会等に説明機会をいただき、集団加入等に向けた協定締結を推進し、長期的な補償の確保に努める。
- (7) 共通申請サービスを活用したオンライン申請について、広報紙やパンフレット等で周知する。

カ 任意共済

(建物共済)

- (1) 加入推進時には資格調査を行い、適正な引受を徹底する。
- (2) 共済部長との連携を強化し、協力を得ながら未加入農家・未加入物件の加入推進に努め、加入率の向上を図る。

- (3) 自動継続特約の付帯を推進し、手続きの簡略化や長期的な補償の確立に努める。
- (4) 頻発する自然災害による損害を補填するため建物総合共済の推進を強化する。
- (5) 小損害実損填補特約や臨時費用担保特約の付帯及び補償限度額での加入を推進し、補償の充実を図る。

(農機具共済)

- (1) 共済部長との連携を強化し、協力を得ながら未加入農家・未加入農機具の加入推進に努め、加入率の向上を図る。
- (2) 高額化する農機具事故の修理費用を十分に補填するため、補償限度額での加入を推進する。
- (3) 自動継続特約の付帯を推進し、手続きの簡略化や長期的な補償の確立に努める。
- (4) 農事組合法人等のリストに基づき、未加入法人等への加入推進を行うとともに法人等に対しては、全ての農機具の加入に向けて推進を行う。
- (5) 農繁期前にリスク啓発を兼ねたチラシを配付し、効率的に推進を行う。
- (6) 農機具販売団体等関係団体との連携を強化し、制度普及に繋げる。
- (7) 事故の発生状況に応じた共済掛金の無事故割引・有事故割増料率制度の適用について説明する。
- (8) スマート農業の進展を踏まえ、農業用ドローンの共済目的への追加について検討する。

(保管中農産物補償共済)

- (1) 収穫後の農産物の補償を提供するため、農作物・果樹・畑作物共済の加入者に対して加入申込時期に普及推進に努める。
- (2) すでに建物総合共済の収容農産物補償特約を附帯して加入している農家に対し、より補償の充実した保管中農産物補償共済への切り替えを促す。

4. 損害評価の適正化の方策

本所・支所が連携して損害評価体制を構成し、適正かつ迅速な評価を実施する。また、非常災害時には、非常災害対応マニュアルに則り本所・支所が連携して機動的に対応する。

ア 農作物共済

- (1) 作柄の早期把握と見回り調査の実施
 - ① 品種別の作柄及び被害状況を早期に把握するため、関係機関との連携を密にしつつ、定期的に見回り調査を実施する。
 - ② 登熟不良等被害調査を実施する。
- (2) 損害評価の適正化
 - ① 損害評価について広報紙や個別に配付するパンフレットを通じ、被害申告方法、被害申告の目安、評価方法等を加入者に周知し、申告漏れのないよう徹底する。また、損害評価結果については申告者全員に通知する。

- ② 損害評価体制については組合職員も編成に加え、損害評価員の負担軽減に努める。
- ③ 損害評価員を対象に評価研修会及び現地研修会を実施する。全損・半損の耕地については、損害認定ハンドブックを活用し、適正な損害評価を実施する。
- ④ 評価地区は、被害発生状況に応じて設定する。
- ⑤ 施設計量全相殺、品質、麦災害収入共済方式については、関係機関等の協力を得て収穫量の把握に努める。また、帳簿全相殺方式については、税申告の完了後、直ちに帳簿等を提出いただくよう依頼し、収穫量の把握に努める。

イ 家畜共済

- (1) 速やかな共済事故発生通知の励行を加入者及び診療獣医師へ促す。
- (2) 事故家畜の現地確認により、免責事項を含めた確認を行い、適正な損害評価を行う。
- (3) 個体識別情報システムを活用し、損害評価事務を適正・迅速に行い、共済金の早期支払に努める。
- (4) 診療点数表の改定に伴い、病傷事故診断書の内容審査を適正に行い、診療獣医師に対して指導を行う。
- (5) 事故低減へ向けて、関係機関と情報を共有し、飼養管理の改善指導へ取り組む。
- (6) 診療所統括と診療所長が一体的な取組みで、未収診療収入の早期解消に努める。

ウ 果樹共済

- (1) うんしゅうみかんについては、収穫年の花芽調査により適正な基準収穫量の設定を行う。
- (2) うんしゅうみかんについては、被害申告のためのガイドブックを利用し、生食用仕向果及び加工用仕向果ごとの適正な申告ができるよう加入者へ周知を図る。
- (3) 作柄及び被害状況の早期把握をするために見回り調査を実施する。
- (4) なし災害収入共済方式については、関係機関等の協力を得て収穫量の把握に努める。

エ 畑作物共済

- (1) 損害評価については、被害申告方法、被害申告の目安、評価方法等を記載した案内文書を加入者に配付し、申告漏れのないよう徹底する。また、損害評価結果については申告者全員に通知する。
- (2) 作柄の早期把握と被害状況の把握をするため見回り調査を実施する。
- (3) 全相殺方式については、関係機関等の協力を得て収穫量の把握に努める。

オ 園芸施設共済

- (1) 事故発生時には速やかな損害通知を行うよう加入者に周知する。
- (2) 台風等の災害後は、早期に損害状況を把握するため、巡回調査及び聞き取り調査を実施する。

- (3) 迅速・適正な評価を実施し、共済金の早期支払に努める。
- (4) 病虫害被害による施設内農作物の適正な分割評価を実施する。
- (5) 損害評価に関する研修を実施し、職員のスキルアップを図る。
- (6) 関係機関等との連携により適正な損害評価に努める。
- (7) 共済金支払対象とならなかった被害申告者へ評価結果を丁寧に説明する。

カ 任意共済

- (1) 事故発生時には速やかな損害通知を行うよう加入者に周知する。
- (2) 迅速・適正な評価の実施及び修理見積書等の早期提出を求め、共済金の早期支払に努める。
- (3) 原因及び罹災状況を的確に調査するため、必要に応じて鑑定の依頼や修理業者に対し状況説明を求める。
- (4) 全国農業共済協会や中国地区の損害評価研修等に積極的に職員を参加させ、組合内においても研修会を開催することによって、職員の損害評価技術の向上に努め、適正評価を実施する。

5. 損害防止事業の実施方策

農業者に対して災害に備える意識を醸成するため、損害防止事業の一環として、自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCPの周知に努める。

ア 農作物共済

- (1) 損害防止事業については、常態化する野猪、鹿等の被害に対する野猪等防止用資材等及び広域化するスクミリングガイの防除用薬剤等の購入費用に係る一部助成を予算の範囲内で行う。なお、この助成は農作物共済加入者に限り特別積立金を取り崩して充当する。
- (2) 関係機関との連携を一層強化するとともに、研修等に参加し、農家等へ被害防止対策がアドバイスできる人材の育成に努める。
また、鳥獣被害防止に関する情報を提供するなどして地域に密着した、より実効性のある損害防止活動を推進する。

イ 家畜共済

- (1) 飼養衛生管理基準に従い防疫に努める。
- (2) 畜舎の消毒や衛生害虫駆除等を実施し、疾病の発生予防に努める。
- (3) 家畜診療所は、関係機関と連携し、事故低減に向け積極的に情報共有を行う。
- (4) 家畜診療所においては、繁殖障害、周産期疾病等の特定損害防止事業を実施し、事故の低減に努める。

ウ 畑作物共済

- (1) 関係機関との連携を一層強化するとともに、研修等に参加し、農家等へ被害防止対策がアドバイスできる人材の育成に努める。

- (2) 鳥獣被害防止に関する情報を提供するなどして地域に密着した、より実効性のある損害防止活動を推進する。

エ 園芸施設共済

- (1) 自然災害等のリスクに備えた対策を広報紙及びパンフレット等により周知する。
- (2) 園芸施設被覆材応急補修テープを配付し、加入者自らによる被害防止を推奨する。

オ 任意共済

(農機具共済)

春・秋の農作業安全確認運動に参画し、広報紙等を通じて事故撲滅を啓発する。

6. 執行体制の整備

ア 中長期経営計画

「農業共済団体に対する監督指針」で示されている「実施体制の改善計画の策定」について、令和5年度中に課題の洗い出し、課題に対する改善策を検討し、最終年度の令和9年度を目途に検証する。

イ 理事会及び監事会

- (1) 理事会は、理事会運営規則に基づき毎四半期各1回、また必要に応じて随時開催し、組合運営上の主要事項を審議決定するとともに、事業進捗状況及び予算執行状況を精査し、効率的な組合運営と事業計画の遂行に努める。また、内部統制機能による不祥事発生防止に向けたリスク管理態勢の構築に取り組む。
- (2) 監事会は、監事監査規則に基づき監査方針・計画を決定して監査を実施し、適正な業務執行に資する。また、監査室とも連携し効率的な監査を実施する。

ウ 組織体制強化の推進

- (1) 地域に密着した事業推進や農家ニーズ把握のため、集落ごとに共済部長を委嘱し、共済部長集会開催時には制度内容の説明や情報提供を行い、よりNOSA Iへの理解を深めていただきながら組合員と組合との連絡業務及び事業推進等への協力を依頼する。
- (2) 共済部長の地域代表である地区長で構成する共済部長連絡協議会を開催し、組合員ニーズの把握に努めながら、組合員の立場に立った事業展開を行う。
- (3) 山口県農業保険推進協議会を開催し、農政局・県・市町・JA等関係団体との情報交換をしながら、連携の強化ときめ細かな普及推進体制を確立する。

エ 職制及び職員の配置計画

職制規則により、監査室を配置する。また、参事統括のもと企画総務部（企画総務課）、事業部（収穫共済課、資産共済課）、家畜部（家畜課、家畜診療所）、4支所を配置し、業務遂行に努める。また、家畜診療所は4診療所で診療業務遂行に努める。

オ 役職員研修の実施

- (1) 農業保険制度に対する組合員や県民の信頼を失うことのないよう、高い倫理観を醸成することを目的として計画的な役職員研修を実施する。
- (2) N O S A I 団体は、収入保険制度と農業共済制度の2つの制度を取扱うものとして、現場での丁寧な説明や疑問・質問への的確な対応はもとより、それぞれの農業者にどのリスク対策を選択した方が良いのかの問いに適切に答え、農業経営改善のアドバイスができる役割が求められていることを認識し、研修を通し役職員の資質向上に努める。
- (3) 獣医師職員の獣医技術に関する講習・研修へ積極的に参加し、疾病の調査研究を行うとともに、発表等につなげ獣医師の診療技術向上に努める。

カ コンプライアンス態勢の整備

- (1) コンプライアンス意識高揚のための研修を実施する。
- (2) 現金取り扱いによる事務リスク発現防止のため、掛金納入方法を口座振替に移行する。口座振替以外では、農協、郵便局及びコンビニ収納による徴収にも対応し、集金による現金の取り扱いを無くす。
- (3) 理事会で決定されたコンプライアンス・プログラムを着実に実践し、適正かつ効率的で健全な業務運営及び法令遵守に取り組む。
- (4) 内部牽制機能が十分発揮されるよう監査実施計画書に基づいた全部署を対象とする内部監査を実施するとともに、部署内自主検査を行いコンプライアンス態勢の強化に努める。
- (5) 個人情報を取り扱うことを十分認識し、個人情報の保護に関する規則及び特定個人情報取扱規則を遵守し、内部管理を徹底する。
- (6) 苦情処理の迅速かつ的確な対応により、組合員等との信頼を早期に回復させ、組合の適正な事業運営に資する。
- (7) 員外役員登用の検討を続け、女性役員の登用についても協議を始める。

7. 予算統制の方策

- (1) 総代会の議決による業務収支予算に基づき、業務経費の合理的・効率的執行を意識し経費節減に努める。
- (2) 毎月の執行状況等を共有できる体制を整え、全職員が業務経費の合理的・効率的意向を意識し経費削減につなげる。
- (3) 業務経費の節減取組み
 - ① 旅費交通費の支出を伴う会議等への出席については、必要最低限の職員で対応する。(リモート形式対応も適宜取り入れる)
 - ② 事務費のうち図書印刷費、消耗品費は必要最低限の購入にとどめる。
 - ③ 施設費のうち光熱水費(電気代)については、昼休み等は来客がない限り消灯する。また、エアコン等についてはクールビズ、ウォームビズ等の実施により使用を制限する。
 - ④ 事務機器の更新に関しては、機器の機能及びランニングコストとのバランスを重視する。

- ⑤ 公用車を丁寧に扱い、また慎重な運転により自損事故による修理費用の削減に努める。
- (4) 低金利ではあるが、余裕金運用管理委員会及び理事会の決定による運用方針に基づき、安全性、効率性を重視しながら利息収入の確保に努める。